

| | |
|------------------|---|
| Title | W・ ガムソン著 『権力と不満』 |
| Sub Title | W.A. Gamson, Power and discontent |
| Author | 霜野, 寿亮(Shimono, Toshiaki) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1971 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.44, No.11 (1971. 11) ,p.129- 133 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 紹介と批評 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19711115-0129 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

をましている状況に見あつた論理化要請も指摘されている。

われわれがD・イーストンのいう〈行動論以後の革命〉にしていることは、わが国のデモクラシー定着の（おそらくは限りない）過程にあることでいうまでもないが、実はこうした意識そのものが政治学をステレオ化し、権力構造認識の形式性をもたらし（「その実例が学生であつたといえる」）その誤謬をさけるためには、「ちやうど」現代政治学」の旗手たちが懸念になつてゐる概念の推蔽による新しい政治科学への意思の昂揚であり、新しい方法にたいする確実な意味づけが必要である。

当初ののべたように、専門分野に逃避することの無知は、ふりすてられるものであるよりも悪ですらある。つねにおのれを確保し、現実を現実として確認しつつ、挫折に陥没しない勇氣と英智を備へる試みを自己に課す、そのために本書があるのだし、精読をすすめたい。なお、政治学の二重構造論にかんしては、広島大学『政経論叢』十九卷二号（一九六九年九月）所載の「政治学の構造について」を参照するべきであり、国家論、政治過程論にかんする中村教授の構想の原型は『現代政治学研究』（広島大学政経学部政治経済研究所刊・昭和四一年）にかいまみることができるとを付言しておきたい。（法律文化社刊、一九七〇年、二六三頁、九八〇円）（一九七一・八・二〇）

（内山 秀夫）

W・ガムソン 著

『権力と不満』

William A. Gamson,

Power and Discontent

The Dorsey Press, Homewood, Illinois,

1968, xi + 208pp.

一 政治権力の研究は現在二重の意味で困難に直面している。そのひとつは政治権力を研究する立場の混乱である。政治権力の研究には、當為的考察と事実的分析の二つが含まれる。この二つの研究は互いに独立してなされなければならない。ところが、権力の用語は「価値」と深い関連を有してきている。政治学の長い系譜は、主権の最高性や政治権力の正統性についての議論であつた。このような伝統のもとでは、政治権力の事実的分析を思想的考察から解放するには意識的努力が必要である。だが、この問題はすでに言い尽くされた警告であり、今日それほど重要ではない。むしろ、重大なのは政治権力の事実的分析を行なう場合の照準にある。政治権力の分析は、政治の経験的分析の中でどこに位置づけられるのであろうか。この古めかしい発想をあえて持ち出すのは、政治権力の分析に対して過度の期待が一部に持たれてきたからである。今日、この期待はやや薄らいでいるというものの、つい最近まで権力の概念は希望の光

に満ちあふれていた。多くの研究者が、政治の研究とは権力の研究にはかならないと強調し、また、政治の解明に最も重要であり、かつ最適なる戦略上の要衝は権力であると主張した。彼らによれば、政治とはある個人や集団が他の個人や集団に権力を行使する過程である。だから、この権力の性格や動態を的確に把握することができれば、それは政治現象の理解に大きな貢献をするはずであると。この期待の実現をめざして、多数の研究者が権力概念の構成に腐心し、権力の動態の解明に力を注いできた。これらの努力により、権力および政治権力の概念は精緻化された。また、条件つきではあるが、権力の行使を実際に測定することも可能になった。さらに、権力が行使される際の幾つかの規則的傾向の抽出にも多少なりとも成功してきている。そして、これらが権力現象の究明に大いに寄与したことは言うまでもない。だが、これらの諸成果にもかかわらず、というよりはこれだけの諸成果でもつて、政治の全体を説明しようとするのは根本的に無理なのである。我々が権力に焦点を定めて得た知識は多くの断片でしかない。それらを集め、寄木細工を組み立てても、それは政治のモデルには決してなりえない。権力への着目に対する期待は満たさないのである。政治のモデルを作りあげるのには、全く別の枠組が必要なのである。それは体系論であるかもしれないし、サイバネティクスやその他の考え方であるかも知れない。そして、この新しい枠組が何であれ、その中で権力は重要な変数として位置づけられるのである。

ともかく、いままでの政治権力の分析をこのように評価し、新た

な枠組を模索するときに、我々はこれまでの政治権力の分析をもう一度ふりかえつてみる必要があるであろう。権力の「概念」から、なぜ権力の「理論」に脱皮できなかったのか。つまり、権力概念を基軸とする図式によつて、我々は何を説明し、何を説明することができなかったのか。ここに紹介する本書は、権力研究の現状を簡単に知らうとする場合に手頃な著作である。本書で、著者ガムソン教授は権力の諸性質について、あるいは変数として権力を理解する仕方について説明を加えている。以下簡単に内容を紹介しておく。

二 著者はまず第一章において権力研究の視点を整理する。権力という言葉に人が抱く感情には、価値あるものあるいはいまわしきものという対立する二者がある。研究者もこの感情から逃がれることはできず、いずれかに力点を置くことになる。すなわち、一方の研究者は権力の私的目標達成の側面を強調し、他方は権力の集合的目標達成の側面を強調している。前者は私的集団 (private group) が権威者のなす選択に影響する過程に注目する勢力の視点であり、後者は正統性の維持を図ろうとする権威者のなす過程に着目する社会統制の視点である。著者は、権威者と私的集団の関係はこれら双方の視点から検討がなされなければならないとし、これら視pointsの具体例を次のように整理している。勢力の視点に立つものには、(1)利益集団や圧力団体を強調する立場、(2)政党を重視する立場、(3)政党に限らず基本的な闘争集団に留意する立場、(4)エリートエリートの性格や条件に注目する立場、があげられる。これらの立場は次の共通する見方を持

つ。第一に体系を全体的にみるのではなくて、他者とある程度対立する欲求をもつた構成員の側からながめてみる。第二に、集団が望む所をどのように得ようとするのか、その獲得に成功する条件は何かに関心を寄せ、そのような試みが体系の統合あるいは安定に与える意義には関心を寄せない。第三に、不満は特定の低位集団に対する機会あるいは危険とみなされ、社会統制の問題としてはみられない。次に、社会統制の視pointsの具体例は、(1)権力の保持者としての体系に着目する立場、(2)統制規制者として体系をみなす立場、(3)不満を体系にとつての不安定資源として捉える立場、である。これらに共通する見方は、(1)体系内の個人ではなくて全体としての体系に目が向けられていること、(2)対立の戦略や戦術ではなくて規制に関心があること、(3)個人が勢力を増大する機会として不満をみるのではなく、体系が処理すべき問題として不満をみること、である。

第二章と第三章では著者の分析枠組が構成される。ここで、権力関係のペアである権威者と私的集団・連帯集団・利益集団、そして、両者の関係を示す信任・中立・疎外という概念が設定される。著者の用語法において、権威者とは勢力の標的であり、社会統制の始動者である。また、潜在的な私的集団とは社会統制の受け手であり、勢力の始動者である。権威者はある社会体系において、その体系を拘束する決定を、他者に勢力を行使することなく最終的に決定しうる地位の人々である。ただし、一集団が権威者を構成するとは限らない。限定された権威を有する幾つかの権威者が存在してもかまわない。また一権威者が他の権威者に仲間うちで働きかける場合、そ

れは勢力の行使とみなされる。私的集団は、権威者の決定の結果により、重大な方法で影響をうける一組の行為者である。著者は勢力の行使者を全くの未組織の個人ではなく、連帯集団として把握する。連帯集団 (solidary group) は、個々の人々の集合に関連して生起する事柄によつて自分が個人的に影響を受けていると感じている人達の集合体である。そして、この集団は、共通する生活様式や規範の割合、相互作用の頻度、集団の象徴的表現の程度などによつて連帯の程度を異にしている。連帯集団の組織化されたのが利益集団である。

権威者に対する私的集団の基本的態度は政治的態度にはかならない。この態度は、権威者が成員に協同的行為を要求する能力を左右し、私的集団の勢力行使の程度を支配している。著者は政治的態度の細かな説明のあと、連帯集団が権威者に対して持つ信頼を三つに分類している。今、一政治体系には複数の連帯集団があると考える。そして、各連帯集団はそれぞれに選好する結果を体系にとらせたいと願っている。このとき、ある連帯集団が何もしないのに、その集団が望む結果を体系が遂行する確率によつて、その集団の政治的信頼の度合が規定される。この政治的信頼は連続線上に無数に分布しているのであるが、その純粋点は次の三つである。すなわち、信任 (confidence) とは、いかなる所与の決定に対しても $P=1$ という信念である。同様に、 $P=0.5$ の信念が中立 (neutrality)、 $P=0$ の信念が疎外 (alienation) である。

第四章と第五章は勢力概念の検討である。著者は、権威者の私的集

団に対する権力の行使を社会統制と呼び、私的集団の権威者に対する権力の行使を勢力と名づけている。著者はR・A・ダールに基いて勢力概念を構成しているのであるが、ダールの勢力概念は著者のそれよりも広いことが注意されなければならない。ともかく、彼は勢力現象と因果性の関連について触れたあと、次のように述べている。勢力概念にとつて根本的なことは、権威者の政策決定行動が、勢力の行使がなかつた場合にありえたであろう行動から変化させられる、という要請である。そして、この概念を操作化する方法には、(1)私的集団の目的達成と失敗の頻度に、(2)特定事項についての確率の増分に、(3)勢力資源に、着目する三つがあるとす。次に、勢力概念を社会的相互作用の中に組みこむとき論理的に不可欠とされているタイムラグの必要性に疑問を投げかけている。さらに、ネガティブな勢力、勢力の額、勢力の基底、強制・誘導・説得という勢力手段、勢力の範囲、取引費用と機会費用などの勢力の対価について説明が加えられている。それから、勢力を行使しうる能力、つまり統制された資源——これも強制・誘導・説得に分けられる——がどのようにして現実の勢力となるのかが述べられている。またこれとの関連で、権力の零和概念についても簡単に触れられている。

第六章では不満を処理する仕方について述べられる。権威者の決定が諸集団を公平に満足させることは稀である。それで権威者は幾つかの集団が持つ不満を吸収あるいは抑制しなければならぬ。不満に対処するには決定内容の変更が第一であるが、これはまた新しい不満を生み出すことになる。それで、もうひとつ別の仕方、つま

り社会統制が必要となつてくる。これは次の三つに分けられる。(1)権威者および勢力資源に対する潜在的な私的集団の接近に格差を付与する(隔離)。(2)潜在的な私的集団の勢力行使に応じて賞罰を課し状況を変化させる(裁定)。(3)政治的目標に対する潜在的な私的集団の態度を変化させ、その意図を変更させる(説得)。それから、興味深くかつ複雑な統制手段として、新委員の選出 (Cooptation) があると著者は言う。これは私的集団を指導層に組みこみ、政策決定に参与させることによつて、その態度を軟化させようとする統制である。ただ、この手段は両刃の危険な仕方である。たとえば従来からの指導者が私的集団に引きつけられる可能性が生ずるからである。

第七章では、連帯集団が(1)権威、(2)政治制度といかなる位置関係にあるときに勢力を行使する可能性が高いかが検討されている。この結果は、連帯集団に限定された、しかも他の条件が等しければという制限のついた仮説として提示されている。さて、両者の関係は、前述した信任・中立・疎外という連帯集団の態度によつて分類され、これが、さらに四つの決定内容によつて区分される。決定の四類型とは、(1)権威者がその権威を行使して仕事をなしうる範囲についての決定、(2)決定活動の諸規則や構造的配置の変更についての決定、(3)職員選出についての決定、(4)残余の内容についての決定、である。

これらの決定は連帯集団の態度と特定のに関連している。すなわち、範囲の決定は権威者と政治制度の双方に対する態度に関連する。手続の決定は政治制度に対する態度に、そして職員の決定と内容の

決定は権威者に対する態度に関連する。以上から、十八の類型が構成されてくる。このそれぞれにおいて、連帯集団が勢力を行使する可能性は次のとおりである。Ⅰ、範囲の決定の場合。政治制度と権威者に対して、共に信任か共に疎外するとき、連帯集団の勢力行使の可能性は高い。また両者に対して中立か、一方を信任し他方を疎外しているときには可能性は低い。このほかの組み合わせでは普通である。

Ⅱ、手続の決定の場合。政治制度に対して信任と疎外するとき可能性は高く、中立では低い。Ⅲ、職員の場合。権威者に対して信任と疎外するとき可能性は高く、中立では低い。Ⅳ、内容の決定の場合。権威者に対して信任と疎外するとき可能性は低く、中立のときには高い。著者は以上を勢力行使の方向の検討と共に詳しく説明している。

第八章では、政治的態度と勢力手段ならびに社会統制との関連が説かれている。ある集団が採用する勢力手段は一つの勢力手段が支配的となりやすい。信任集団では説得、中立集団では誘導、疎外集団では強制である。著者はこれを適合手段と呼んでいる。そして、適合勢力手段の使用は、その使用が成功と感じられる場合には、現在の勢力行使の強度と安定度を増大させる。また、同様にして適切な統制手段は、勢力を抑制するだけでなく、統制の資源を増大せるとする。権威者が用いる適合統制手段は、信任集団に対しては説得、中立集団に対しては裁定、疎外集団に対しては隔離である。最後に第九章では、勢力行使の結果を過不足なく正確に認めることの必要を説き、また社会変動にとつて勢力がひとつの要因でしかないことを述べている。

三 本書の特徴は、権力の行使者と被行使者の対立的関係を軸に、権力現象を体系的に理解しようとしている点にある。著者は二人の行為者の社会的関係の中に権力を捉え、次いで権力の行使者と被行使者の側からそれぞれに説明をしている。権力現象という性格からしてごく自然なこの視点を明瞭に打ち出すことによつて、社会統制に伴なわれる権力と利益要求に伴なわれる権力という、権力の二面性がきれいに浮きぼりにされている。そして、この視点の中に多数の権力研究の結果が取り入れられ、著者の立場から簡潔な説明が加えられている。あゝいはまた、幾つかの研究が著者によつて発展させられている。ここで著者がみせている交通整理は実にみごとである。ただ、この反面、序言にも、R・A・ダール、D・イーストン、H・D・ラスウェルとA・カプランらの著作に多くを負うていると書かれてあるように新鮮さを感じることはあまりできない。そして、これらの諸家の検討においても、やや物足りなさを感じさせずにはおかないが、種々の権力概念の理解を深めることのためにはずぐれて役に立つであろう。それから、本書のもう一つの特徴は、適合勢力手段と適合統制手段という考えを明示したこと、およびこれと関連して、連帯集団による勢力行使の可能性についての一覽表を作成したことである。後者は仮説の形で述べられており、豊富な資料によつて経験的に基礎づけられているわけではないが、我々を十分納得させるものには有している。我々はこの仮説を手がかりにさらに前進することができるであろう。

(霜野 寿亮)